

(ホームページ公開用)

申立の種類：審査請求

不服申立日：令和 元年 8月29日

諮 問 日：令和 2年 4月 7日

答 申 日：令和 2年10月28日

答 申 書

令和2年4月7日付けで貴職から諮問書の提出を受けた1「▲▲▲▲▲の2018年1月1日～2019年2月9日迄の全カルテ」（以下「本件第1公文書」という。）、2「▲▲▲▲▲の2018年11月1日～2019年2月9日迄の血液検査・尿検査の全検査詳細情報」（以下「本件第2公文書」という。）、3「▲▲▲▲▲の2018年11月1日～2019年2月9日迄の全検査詳細情報」（以下「本件第3公文書」という。）、4「2014年1月7日からの患者個人ファイルの全個人情報」（以下「本件第4公文書」という。）の4件の公文書の公開請求に対する非公開決定処分（令和元年5月30日）についての審査請求（令和元年度第2号審査請求事件）に係る諮問について、次のとおり答申する。

結 論

本件公文書は、一部（本件第1公文書である「▲▲▲▲▲の2018年11月1日～2019年2月9日迄の全カルテ」）公開、その余（本件第2～第4公文書）は非公開とすべきである。ただし、安来市立病院の管理者および主治医・担当医師氏名を除き、その他職員（看護師他）の氏名については、同医師および病院管理者の指揮、監督下での業務執行であることに拠るため匿名（抹消）とする。

理 由

当該全4文書（申立書）の対象者・関係人である審査請求人は、安来市立病院に患者として入院中の▲▲▲▲▲（母）の子であり法（民法725条）的に親子関係にあり、同母を扶養する法的義務を負っていた（同法730条）。

なお、入院患者であった母▲▲▲▲▲が死亡した平成31年2月9日以降、患者本人（母）への扶養・看護等に伴う主要な病院・施設等（不動産）への立ち入り事由は消失していることから、安来市公務の執行の妨害行為および業務の著しい支障が生じることが開

示請求情報の非公開処分によって保護されるとした処分庁の予測は、今日時点では非公開事由とは成り立ち難くなくなっている。また、副次的に審査請求人によって招来されるとする同事態に関する施設等（不動産）への立ち入り等の問題行動発生への懸念・予測は、本件非公開処分それ自体とは別途の刑事・民事・行政上の法的措置によって対処すべき事柄であったことによる。現に、平成30年9月3日、安来市立病院への立入りを禁止する「不動産立入禁止仮処分命令申立事件」について、安来市立病院顧問弁護士の■■■■弁護士による申立てによって、松江地方裁判所民事部による仮処分命令の決定を受けたこともその証左である。

第1公文書のカルテ以外の公文書すなわち第2公文書から第4公文書は、診療に至る医療実務上の検査情報であり、これらは法令および病院内の管理規程等によって一定期間の保管が義務付けられた対象範囲の情報であり、あくまで内部保管情報として一定期間保管後、行政文書として廃棄処理されればよい性質のものであり、患者に提供すべき同検査情報の重要諸点は患者カルテに記載反映されるものと思料される。よって、患者・親族に第1文書のカルテ以外を開示する特段の事情はなく、第1文書の情報開示によって患者・親族の診療情報を知るに必要な条件を満たしていると言える。

なお、患者カルテとは、「診療情報」の記載された診療記録をいい、診療記録は「診療」（診察・治療）の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報」（厚生労働省「診察情報の提供等に関する指針」、「2 定義」、平成16年6月）をいう。また、遺族に対する診療情報の提供は、医療従事者等によって、患者が死亡した際には遅滞なく診療情報を提供しなければならないことによる（同厚労省指針、「9 遺族に対する診察情報の提供」）。

第1 事案の概要

本件事案は、▲▲▲▲▲（入院患者、母）に関する●●●●（子、1親等親族）による個人情報公開請求に対する安来市立病院事業管理者による非公開決定（令和元年5月30日）の全4件（事企第8号～第11号）に対する同決定の取消しを求める審査請求事案である。

1. 平成26年1月7日▲▲▲▲▲（大正×年×月×日生）は、安来市立病院に、××病及び××感染症により入院し、一時（平成27年11月17日～同年11月26日）A病院（米子市）に×××症の手術、治療のため転院し、のち同（平成27）年11月26日、同安来市立病院に再入院し加療中のところ、同病院内において平成31年2月9日、99歳で死亡した。
2. 令和元年5月17日、●●●●（本件の審査請求人）は処分庁（安来市立病院事業管理者）に▲▲▲▲▲の個人情報に関する文書、全4件の情報公開請求を行った。
3. 同年5月30日、処分庁は、全4件の情報の非公開を決定し（非公開決定処分）、●●●●に通知した（郵便送達）。

4. 同年8月29日、審査請求人（●●●●）より審査請求書が審査庁（安来市総務課）に提出された。
5. 同年10月15日、処分庁は、前項審査請求についての弁明書（安病事企第33号）を審査庁（安来市）に提出した。
6. 同年11月8日、審査請求人は、処分庁の弁明書に対する反論書を審査庁に提出した。同弁明書の「2 本処分に至るまでの経過」について、同弁明書中の（1）（9）（24）（28）（34）の事実は「認める」とし、同（2）の事実は「不知」とし、残りの項（3）～（8）、（10）～（23）、（25）～（33）、（35）～（36）の事実は「否認する」とした。また、反論書の訂正と補足が4回あった（令和元年11月21日、12月19日、12月27日、12月29日各受付）。

第2 審査の経過

1. 令和元年8月29日 審査請求人（●●●●）より審査請求書が審査庁（安来市総務課）に提出された（前掲第1の4と重複）。
2. 同年10月15日 処分庁（安来市立病院事業管理者）より弁明書（安病事企第33号）が提出され、審査庁（安来市長）に提出された（前掲第1の5と重複）。
3. 同年11月8日 審査請求人より反論書が提出され、併せて口頭意見陳述については希望しない旨の回答があった（後、清書し審査請求人に確認、翌令和2年4月3日）（前掲第1の6と一部重複）。
4. 翌2年4月3日 審査庁（安来市総務課）より安来市情報公開審査会に対し諮問書が提出された。
5. 同年7月9日 第1回安来市情報公開審査会において、会長選任、職務代理者指名および審査を行った。
6. 同年8月3日 第2回安来市情報公開審査会において処分庁から口頭陳述および書面提出を受けて、審査を行った。
7. 同年8月21日 第3回安来市情報公開審査会において、継続審査を行った。
8. 同年10月6日 第4回安来市情報公開審査会において、継続審査を行い、答申書を決定した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張（敬称略、丸括弧は審査会補充）

- （1）厚生労働省はカルテの開示請求があればカルテの開示を義務づけている。これは患者側の権利である。開示請求しているものは4件とも全部カルテの開示義務に含まれるものである。
- （2）私（審査請求人）の母は、手術処置を受けたA病院を退院後、安来市立病院に再入院、主治医の◆◆◆◆（前病院長・事業管理者）は、同Aの医師が母親

の生命が危険だからしてはならないという誤った医療措置をいくつも看護師に直接指示した。

- (3) 私は母親の生命が危険なので、同◆◆◆◆医師に主治医を交代するようお願い求めた。同医師は数人の病院幹部を集めた小部屋に私を呼び付け、私に「裁判するなら裁判しろ」、病院幹部には「私を監視しておけ」等言った。その時から同◆◆◆◆医師および同医師の指示による病院職員全員による、私共（患者の母を含む）への医療的なことを含むいじめ、嫌がらせが始まった
- (4) 私は当時の△△健康福祉部長、安来市立病院企画経営課長〇〇〇〇に、これらの生じている問題について相談してきた。△△部長が稟議書を上げ、一連の問題は秘書室対応で秘書室預かりとなった。今日まで、前病院企画経営課長〇〇〇〇が約束を守らないこと、虚言、職務怠慢も含め、頻繁に□□□□部長と相談を重ねた。
- (5) （不動産立入禁止）仮処分（命令）の申立ては、◆◆◆◆以下のいじめやいやがらせの延長線上にある。私には同申立ての理由、筋合い、原因も皆無であり、同申立ては集団リンチである。私が、安来市立病院の大赤字の原因や患者・患者家族の同病院への悪評、実態実情につき□□部長を通じ本庁に訴えることが気に入らないと、病院側は明言した。
- (6) 同仮処分は、（裁判所での）審尋冒頭で裁判官が「申し立てた方に沿って判断する規定があります」と言う。仮処分申立書には事実無根、虚偽、捏造が書きまくってある。名誉棄損、人権侵害、一種の犯罪である。このような悪徳、悪質、悪行をするのは安来市立病院と■●●●（病院顧問弁護士）ぐらいである。
- (7) 平成31年1月7日の安来市役所2F小会議室での病院側の■●●●と私との2者面談の席上、私が同人に「仮処分の申立書にどうして事実無根、虚偽、捏造を書きまくっているのか」という問い詰めをしたら、同人は「商売だから金もうけだから仮処分申立書に事実無根、虚偽、捏造を書きまくっている」と自ら認めた。こうして裁判官をその気にならせ、だましたのが安来市立病院と同人役である。
- (8) 病院は担保金10万円を取られ、担保金と仮処分の交換である。仮処分申立書の事実無根、虚偽、捏造については、もうすでに警察から聞き取り調査をしてもらっている。このように裁判官自ら仮処分申立書の内容の正しい正しくないは裁判ではないので問いません。判断しません。と言い■●●●自ら仮処分申立書に商売だから金もうけだから事実無根、虚偽、捏造を書きまくった。と自ら認めたものに、何の値打ちもない。事実無根、虚偽、捏造を書きまくるうまく裁判官をその気にならせたものである。

- (9) 同仮処分は、マイナーな（安来市立）病院管理規程をたてに事実無根、虚偽、捏造を書きまくった。病院はメジャーなリスボン宣言を宣言しているし、メジャーな基本理念を宣言している。患者側の権利、人権は憲法で保障されている。仮処分は「公序良俗、社会通念の範囲内のこと」以上のことを言っていない。
- (10) 病院は自らのクビをしめるように仮処分に、これまた事実無根、虚偽、捏造を書き間接強制を申し立てており、病院が開示拒否理由に上げているおそれ（＝心配）の可能性と現実性は皆無である。さらに、私の母はもう安来市立病院に入院していない。私は職員の対応が劣悪で大赤字になったような病院に行く必要も皆無なら、行く気も皆無である。職員と接触する必要も皆無である。検査を受ける気も、救急で運ばれる気も、つまりこのような病院に行く気は全く皆無である。
- (11) 仮処分は個人情報開示についてのものではない。仮処分は、情報の開示、不開示について言っておらず、個人情報開示とは無関係である。
- (12) 情報不開示は全く非現実的で、可能性のない、的外れであり、該当しない。しかも、おそれ（＝心配）という自分たちがこじつけた開示拒否理由である。個人情報開示は誰にも止められない。個人と親族の権利である。個人情報は個人とその親族のものであり、保管先のものではない。やましいことや紛失がなければ公共の秩序安全に支障を生ずるおそれは皆無でかつ市政の公正または円滑な執行に支障を生じさせることも皆無である。
- (13) 逆にやましいことや紛失があればそれは公共の安全および秩序、市政の公正または円滑な執行に支障を生じさせることを病院自らしているのであり、むしろ逆である。情報開示をすればつまり矯正される。
- (14) いずれにしても情報開示しても拒否理由にしているおそれ（＝心配）など起こる訳も皆無だし、加えて私が保障する。
- (15) 病院がこれに見られるように理由にならない理由をつけて開示拒否するということはやましいことがあるか、紛失しているかどちらかであろう。あるいは両方であろう。個人情報保護法では個人情報の紛失は隠ぺいするのではなく、個人情報の紛失は発表しなければならない。こういう自己保身（利己的行為）は、保護されない。違法である。
- (16) 私共は病院からどういう医療行為を受け、どういう治療を受けたか全く知らされていない。私共はそれらを知らなければならない。人間の生命に関ったことである。私共は知る必要と知る権利がある。私共は知らないで済ますことはできない。全くできない。病院はどういう治療をし、どういう医療行為をしたか患者側に説明する責任と義務がある。

- (17) 安来市立病院は劣悪でおそろしい病院である。職員も含め、すべてがそうである。
- (18) 非開示は違法であり、開示が当然であり、当然開示すべきである。
- (19) ちなみに◆◆◆◆以下が医療的なことも含め私共にいじめやいやがらせを始め出した当初私は警察官との相談で、警察官が状況把握した結果、私共が「このまま安来市立病院に入院していたら、危ない。何をされるかわからない。転院したほうがいい。」と勧められた。その警察官の名刺は現在も保管してある。

2 処分庁の主張

- (1) [処分庁の法的地位、権限・根拠] (丸括弧内、審査会補足)
- ① 処分庁は、安来市立病院およびその駐車場の土地所有者である。
 - ② 処分庁は、安来市立病院施設等管理規程（平成16年10月1日 病院事業管理規程第6号）により、安来市立病院およびその敷地の管理並びに秩序の維持を図るための必要な事項を定め、病院施設等の保全と公務の適正かつ円滑な執行を確保することを目的としている。
 - ③ 処分庁は、同病院施設等において、面会を強要し、または乱暴な言動をする行為、その他公務の執行または秩序の維持に支障を及ぼす行為を禁止している[同規定12条(3)および(7)]。
- (2) [経緯] (丸括弧内、審査会補足)
- ① 審査請求人の母である▲▲▲▲▲は、平成26年1月7日、××病および××感染症で、安来市立病院に入院し、当院の◇◇医師が主治医となった。
 - ② 審査請求人は、同年6月頃から、同◇◇医師の治療説明に対し、個人的な意見を述べ、暴言を吐くようになり、この件で同医師は体調不良になった。
 - ③ 同年7月になっても、◇◇医師の説明に対し暴言を吐くことを繰り返すので、院内の医療相談検討委員会を開催し、同月24日、▲▲▲▲▲の主治医を▼▼医師に交代させた。
 - ④ 同年8月頃、審査請求人が一般病棟で、他の部屋を覗いていたので注意されると「人権侵害だ。」「病院に迷惑をかけられた。」と繰り返すようになった。
 - ⑤ 平成28年2月10日には、(安来市立病院は)入院請求(平成27年12月分)に算定の謝りがあつたため、(審査請求人に)同12月分請求書を差し替えてもらいたい旨説明するも、同人は差替えには応じず、これを理由に、以後、入院費の支払いを拒否するようになった。

- ⑥ 同年3月31日、主治医の▼▼医師の退職により、◆◆医師[前安来市病院事業管理者]が主治医となった。同年5月頃から、審査請求人は、▲▲▲▲の担当看護師に対し、審査請求人の個人的考えから、必要のない医療行為を要求し、また、人数の少なくなる夜勤帯の看護師や、妊娠中の看護師に対して、執拗に付きまとうようになった。
- ⑦ 当院（安来市立病院）は、同年6月15日以降、保安員を雇用した。同年6月29日付けで、同施設管理責任者名義で「病院施設管理規定の遵守について」と題した書面を内容証明付き郵便にて（審査請求人に）郵送した。しかし、審査請求人はこれの受領を拒否した。
- ⑧ア. 同年7月頃から、審査請求人は、▲▲▲▲▲に対する面会とは関係なしに病院施設等をうろつく行為を繰り返し、また職員駐車場で職員の車の運転席をのぞき込む等不審な行動をとるようになった。
- イ. 平成29年9月15日夕方、審査請求人は、病院施設内臨床検査室前、健康推進室で大きな声を出した。病院職員はこの件の収束に手を取られ、警察を呼ぶなどしたため、通常の業務を行うことができなかった。
- ウ. 審査請求人は、ほぼ毎日のように、通常の面会時間を越えて病院に滞在している。
- エ. 平成30年4月16日、審査請求人は、▲▲▲▲▲への薬の処方にかんして大騒ぎをし、興奮が収まらなかったため、夜間午後9時前くらいまで、警備員に院内を巡回せざるをえない事態が発生した。
- オ. 同年4月23日、審査請求人は、同人に面談を申し入れた病院職員に対し、「お前は人間のくずだ、公務員失格だ」等、大声で罵声を浴びせた。その他、審査請求人の暴言等については別証（甲14証）のとおり。
- カ. 同年5月23日、審査請求人は、△△看護師長に対し、▲▲▲▲▲の病室307号室に呼びつけ、同▲▲▲の感染対応用のゴミ箱の設置場所について、「気に入らないから、移動しろ。」と指示したが、同師長が「感染対策のために設置しているので、移動できない。」と回答したところ、同病室内で押し問答となった。同審査請求人は、同看護師長の面前に顔を近づけた状態で「あんたは師長失格だ。」等大声を出し続けた。師長に呼ばれた保安員が同病室から師長を伴い退去させた。その際、審査請求人は、病室から廊下から出て「だからおまえはつまらん。」「師長の資格がないんだ。」と大声で暴言を繰り返した。その後、同△△師長は詰所で「凄く怖かった。心臓がドキドキする」と述べている。さらに、同師長は嗚咽とともにしゃがみ込み、立ち上がれず横

に倒れた状態で、うめき声を聞きつけた職員が廊下に出てストレッチャーで救急外来に運んだ（甲４号証）。その際、診察した▽▽医師からは極度の「急性ストレス反応、過換気症候群」との診断（甲５号証）があり、５月２４日から同年１２月３１日まで公務傷病休暇を取得することになった。

キ．５月２３日の事件以降も、審査請求人は当院、主治医に対する不満について、大声で暴言を繰り返した。同年７月２日、正当な公務執行行為等を妨害する審査請求人の行為の継続が予測されることから、■■■■（病院施設管理 安来市 顧問弁護士）は、松江地方裁判所民事部に審査請求人の無許可での土地立入禁止を求める不動産立入禁止仮処分命令申立書を、さらに同年７月９日、同申立書の訂正申立書を提出した。同年９月３日、松江地方裁判所民事部は、同不動産立入禁止仮処分申立につき仮処分決定をした。同年９月５日、同■■■■は松江地方裁判所に間接強制申立書を提出した。同年１１月１３日、松江地方裁判所民事部は、審査請求人の仮処分決定後の不作為義務違反の行動に対する決定をした。

⑨ 同年１０月２５日、審査請求人は、安来市立病院に▲▲▲▲▲の入院（平成２６年１月７日）以来のすべての患者個人ファイルの診察情報すべて（とにかく患者個人ファイルのすべて）について、診察情報提供申込書を提出した。

同年１１月１日、処分庁は、松江地裁の仮処分決定の内容として、審査請求人について「安来市立病院職員に対し、面会を強要し、喧噪にわたる行為をし、乱暴な言動をする」おそれ、および「主治医や看護師等安来市立病院職員の指示に従わない」おそれが認められていることから、安来市立病院の診察情報の提供に関する要綱の６．診察記録等の開示を拒みうる場合（３）診察情報の提供、診療記録等の開示を不適当とする相当な事由が存するに該当すると判断した。

１１月６日、処分庁は、本診療情報提供について、提供しないと決定し、審査請求人に（同内容書面を）郵送、通知した。

⑩ １１月６日、施設管理者である◎◎事務部長は、審査請求人が、▲▲▲▲▲の病室３０７室において、同▲▲▲▲の栄養チューブのことで騒ぎ、病院職員の指示に従わなかったことから、仮処分決定の禁止行為、「主治医や看護師等安来市立職員の指示に従わないこと」に該当すると判断し、同審査請求人に対して立入禁止の通告を行った。（同部長は）、審査請求人の興奮状態が続いたため、広瀬駐在所に通報し対応してもらったが同請求

人を制止できず、安来警察署生活安全課にも通報し対処した。同請求人は、「ただで済むと思うな。」との発言があった。

- ⑪ 平成31年2月9日、▲▲▲▲▲が死亡した。
- ⑫ 令和元年5月17日、審査請求人から4件の情報公開請求書（第1号～第4号文書関係）が安来市へ提出された。

同年5月27日、処分庁は、顧問弁護士と協議のうえ、本請求情報を公開すれば審査請求人は、仮処分決定（平成30年9月3日）で認められた問題行動等を起こす高度な蓋然性が認められ、その対応で余儀なくされるにより、安来市立病院の人的資源が消耗され、業務に著しい支障が生じることは明らかであると判断した。同年5月30日、処分庁は、審査請求人に対し、非公開決定処分をした。

(3) [審査請求書記載事実の認否] 審査請求書において事実関係が整理されておらず、誹謗中傷に終始しているので、全体として否認ないし争う。

(4) [本件処分の内容および理由]

① [同内容] 本件第1公文書から第4公文書の非公開決定処分

② [同理由] 審査請求人については、松江地裁平成30年9月3日仮処分決定の内容として、「安来市立病院職員に対し、面会を強要し、喧噪にわたる行為をし、乱暴な言動をする」おそれ、および「主治医や看護師等安来市立病院職員の指示に従わない」おそれが認められている。本請求情報を公開すれば、審査請求人は同決定で認められた問題行動等を起こす高度な蓋然性が認められ、その対応を余儀なくされるにより、本院の人的資源が消耗され、業務に著しい支障が生じることが明らかである。

③ [同判断に至った理由]

ア. 主治医は、審査請求人が同医師の治療説明に対し、個人的な意見を述べ、暴言を吐くことを繰り返すので、この件で体調不良となり、主治医の変更を余儀なくされた。

イ. 審査請求人は、▲▲▲▲▲の主治医や看護師等安来市立病院職員に対し、審査請求人の個人的な考えから、必要のない医療行為を要求したり、大声で罵声を浴びせるなどの行為を行った。

ウ. そのため、病院は保安員を雇用することになった。また収束に手を取られ、警察を呼ぶこともあり、通常の業務を行うことができなかった。

エ. 担当看護師長は、審査請求人から大声で暴言を繰り返され、極度の急性ストレス反応、過換気症候群との診断により、7か月以上の公務傷病休暇の取得が必要となった。

オ. 審査請求人は、人数の少なくなる夜勤帯の看護師や、妊娠中の看護師に対して執拗に付きまとい行為をし、また▲▲▲▲▲に対する面会とは関係

なしに病院施設等をうろつく行為を繰り返し、さらに職員駐車場で職員の手車をのぞき込む等の不審行動をとった。

カ. 以上（アからオ）などのことから、松江地裁平成30年9月3日不動産立入禁止の仮処分決定がされた。その内容として、審査請求人について「安来市立病院職員に対し、面会を強要し、喧嘩にわたる行為をし、又は乱暴な言動をする」おそれ、および「主治医や看護師等安来市立病院職員の指示に従わない」おそれが、同人のこれまでの行動に照らして、具体的なものと認められている。

キ. 審査請求人は、同人の母に対する処置について、市立病院に問題がないにも関わらず、言いがかりをつけ、合理的な説明をしても聞き入れず乱暴な言動等を繰り返し、（地裁民事部の仮処分）決定が下された。よって、審査請求人の母のカルテ等の開示をすれば、開示された情報に問題が無くとも、同人が乱暴な言動等の問題行動をする高度な蓋然性が認められる。

ク. 安来市立病院は、業務の性質上、医師や看護師等の人的資源が業務の基礎となる。担当看護師長が倒れたように、審査請求人の問題行動は、市立病院の人的資源を不合理に消耗させるものである。

(5) [結論] 以上から、本件情報の開示は、審査請求人の問題行動を引き起こし、安来市の営造物である市立病院の業務の基礎である人的資源を消耗させ、業務の円滑な執行に著しい損害を生じさせる高度な蓋然性が存するものであるといえ、本件不開示処分には違法性および不当性はない（根拠法令：安来市情報公開条例10条（7））。

第4 審査会の判断

1 前提事実

(1) 審査請求人である●●●●は、安来市立病院に入院中であった患者の▲▲▲▲▲の子であり、同▲▲▲▲とは親族関係（親子関係）にある。審査請求人は、▲▲▲▲▲に関する診療情報の開示請求につき、同▲▲▲▲▲から明示的、または黙示的・推定的に同意があったものと思料される。この点につき、審査請求人および処分庁間に争われた形跡はない。

(2) 審査請求人は、同入院費請求をめぐるトラブル等に起因し、病院の主治医、看護師他、病院の職員との間でトラブル回避のため、平成30年9月3日、安来市立病院への立入りを禁止する「不動産立入禁止仮処分命令申立事件」について、松江地方裁判所民事部により仮処分命令の決定を受けた。

2 争点

- (1) 公開請求されている文書は、特定の個人を識別でき、かつ本人（および法定代理親族）の個人情報に関する情報であるが、これにつき、「公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるものその他市政の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」（安来市情報公開条例10条7号）に該当するとして、個人情報の開示を非公開とすることは可能なことなのか否か。
- (2) 不動産立入禁止仮命令申立仮処分決定（松江地裁平成30年9月3日）において認められた立入禁止命令決定の理由（注1）を根拠に、これを援用し、本人（同代理親族）の公開請求された患者個人の診療情報およびその記録されたカルテ等を非公開とすることは明白に可能なことなのか否か。

（注1）非公開決定通知書（事企第8～11号）の「2 非公開理由」。

「松江地裁平成30年9月3日仮処分決定の内容として、本情報提供申込者について「安来市立病院職員に対し、面会を強要し、喧噪にわたる行為をし、乱暴な言動をする」おそれ、および「主治医や看護師等安来市立病院職員の指示に従わない」おそれが認められている。本請求情報を公開すれば申込者は、同決定で認められた問題行動等を起こす高度な蓋然性が認められ、その対応を余儀なくされることにより、本院の人的資源が消耗され、業務に著しい支障が生じることは明らかである。」とする。

加えて、処分庁は、「安来市立病院の診察情報の提供に関する要綱の6. 診察記録等の開示を拒みうる場合（3）診察情報の提供、診療記録等の開示を不相当とする相当な事由が存するに該当すると判断した」とする（前掲、処分庁の主張 2（2）⑨。弁明書（安病事企第33号、2（29））参照）。

3 不開示情報該当性の可否について

[前提：不動産立入禁止仮処分命令の正当性]

- (1) 安来市が松江地方裁判所民事部提出の不動産立入禁止仮処分命令申立の正当性判断は、同裁判所によってなされており、裁判所の認定事実、判断に正当性をおいて、判断することは認められる。
- (2) ▲▲▲▲▲の成年後見の申立ては、入院費に係る債権をもつ安来市立病院（管理者たる安来市長）が、親族の債務者●●●●による平成27年12月分以降の債務不履行につき、平成30年7月17日までの一定期間を経て、地方裁判所に審判を求めたものであり法的に瑕疵はなく正当な行為である。
- (3) いずれの一件情報も、▲▲▲▲▲およびその親族（親子）関係にあり、兩人に関する個人情報につき、処分庁の行った非公開決定は正当かを問い、これにつき処分庁は、非公開理由を挙げる。これにつき検討する。

まず、審査請求人である●●●●であり、安来市立病院施設に入院中の患者たる▲▲▲▲▲(母・親族)がいることから、同▲▲▲▲の情報は、▲▲▲▲▲・●●親子に関連する重要な情報であるといえる。

この本人・個人情報記載の対象文書に、患者診療に責任を負う医師以外の氏名が記載されているとすれば、診療医師関係以外の医療関係者、職員の氏名が匿名されることによって患者親族の権利が保護されるだけでなく、同医師以外の個人情報、プライバシーも保護され、情報公開時、秘匿、抹消されてよいと言わねばならない。

つぎに、処分庁は、情報公開が「公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるものその他市政の公正又は円滑な執行に著しい支障が生じると認められるもの」(同条例10条7号)に該当することから非公開したとする。しかし、非公開通知書には、援用された同条7号の文言は「市政の公正な円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがある」(下線、誤記ママ)と援用された条文文言と異なっている。同条例は、抽象度の高い「公共の安全、秩序の維持に支障のおそれのあるもの」とともに「その他市政の公正又は円滑な執行に著しい支障が生じると認められるもの」(下線、審査会強調)と具体性の高い文言となっている。

問題は、非公開とするためには、公共の安全、秩序の維持に支障があるか、市政の円滑な執行に著しい支障が生じることを示すことにある(以下、前者という。)。そして、さらに、非公開判断を行うには、個人しかも自己の、この場合▲▲▲▲▲、●●親子に関する市保有の自己関係情報を知る権利(以下、後者という。))との比較考量が必要となる。

本件では、この後者の優越性、普遍性をもたらす権利への考慮は欠落していると言わねばならない。むしろ、この自己関係情報、すなわち本人たる個人の情報は、なお他の侵害・利益に対して優越性を保持していると言えるのである。また、個人の権利濫用というべき不当な施設への立入等は、別途、厳格な対応措置を講じることができるし、また安来市によって裁判所に「不動産立入禁止仮処分命令申立」の提出が行われ、抑止を含め効果を挙げているといえる。

なお、全4文書の非公開決定をした処分庁(安来市立病院 安来市病院事業管理者)は、▲▲▲▲▲が(生存)入院中に●●●●に対して執られた松江地裁平成30年9月3日仮処分決定を挙げ、その根拠事由として「安来市立病院職員に対し、面会を強要し、喧騒にわたる行為をし、乱暴な言動をする」おそれ、および「主治医や看護師等安来市立病院職員の指示に従わない」おそれが認められているとする。これを根拠に、処分庁は本請求情報を公開すれば本情報提供申込者、すなわち審査請求人が、同決定で認められた問題行動等を起こ

す高度な蓋然性が認められ、その対応を余儀なくされるにより、本院の人的資源が消耗され、業務に著しい支障が生じることは明らかである、としている（非公開決定通知書 4件。事企第8～11号）。このように、この論拠には施設管理維持者の施設安全管理義務問題に起因、派生する設等への立入禁止問題が、患者および親族（遺族）の自己（本人）に帰属すべき情報取得である診療記録情報に関する基本的な知る権利に優越するとして理解されている。しかしながら、この施設管理維持と自己関係情報、すなわち本人たる個人の情報を知る権利は両立し、両立させることのできる性質の問題である。

[本4件の本人個人情報の全面非公開の問題性について]

- (1) 第1公文書のカルテ以外の公文書、すなわち第2公文書から第4公文書は、診療に係る医療実務上の検査情報であり、これらは法令および病院内の管理規程等によって一定期間の保管が義務付けられた対象範囲の情報であり、あくまで内部保管情報として保管後、行政文書として廃棄処理されればよい性質のものであり、患者に提供すべき同検査情報の重要諸点は患者カルテに記載反映されるものと思料される。よって、患者・親族に第1文書のカルテ以外の情報を開示する特段の事情、必要性はなく、第1文書の診療に係る情報開示によって患者・親族の診療情報を知るに必要な条件を満たしていると言える。
- (2) なお、患者カルテとは、「診療情報」の記載された診療記録をいい、診療記録は「診療」（診察・治療）の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報」（厚生労働省「診察情報の提供等に関する指針」、「2 定義」、平成16年6月）をいう。また、遺族に対する診療情報の提供は、医療従事者等によって、患者が死亡した際には遅滞なく診療情報を提供しなければならないことによる（同厚労省指針、「9 遺族に対する診察情報の提供」）。

第5 結論

以上に検討し、また冒頭に示したとおり、本件公文書は、一部の個人本人情報（本件第1公文書である「▲▲▲▲▲の2018年11月1日～2019年2月9日迄の全カルテ」）の公開のみを認め、その余の情報（本件第2～第4公文書）は非公開とすべきである。ただし、安来市立病院の管理者および主治医・担当医師氏名を除き、その他職員（看護師他）の氏名については、同医師および病院管理者の指揮、監督下での業務執行であることに拠るため匿名（抹消）とする。

<参照規定>

安来市情報公開条例

「第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(7) 公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるものその他市政の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

以 上